

授与機関名 順天堂大学

学位記番号 甲第 76 号

スポーツ施設従業員における職業性ストレスとメンタルヘルスに関する研究
:事務職と指導職の比較から

(Job stress and mental health among sports facility workers in Japan
:Through comparison of office staff and instructor staff)

朴明姫 (ぱくみょんひ)

博士 (スポーツ健康科学)

論文内容の要旨

職業性ストレスによる労働者のメンタルヘルスの問題が深刻になっている中、スポーツ施設従業員は、雇用形態に起因する雇用不安だけでなく、職務特性上の負担も抱えており、積極的なメンタルヘル対策が求められている。2016 年から労働者のメンタルヘルス不調の未然防止のため「ストレスチェック制度」が実施されている(厚生労働省, 2016)。しかし、ストレスチェック制度が導入されてからスポーツ施設従事者における職業性ストレス要因は、まだ明らかになっていない。本研究は、スポーツ施設従業員の職業性ストレス要因とメンタルヘルスとの関連性を明らかにすることを目的とした。東京都およびその近郊のフィットネスクラブ(12 社)の従業員 500 名を対象に、2017 年 5 月 8 日から 6 月 7 日の間に、質問紙調査を実施し、426 名(事務職群 207 名、運動指導員群 219; 女性 198 名、男性 228 名)を分析対象とした(有効回答率 85.2%、平均年齢 33.3 歳、SD=11.3)。質問項目は属性、新職業性簡易調査票(職業性ストレス要因)、GHQ12 項目を使用した。SPSS21 を利用して χ^2 乗検定、t 検定、重回帰分析を行った。結果、スポーツ施設従業員において、指導職は事務職より精神的健康度が良好であった。スポーツと運動は健康面や体力面においてポジティブな面が報告されているように指導職が事務職より精神的健康度において良好であることが推察される。職種によって精神的健康度に寄与する職業性ストレスの要因が異なり、事務職は量的負担、仕事のコントロール、働き甲斐が精神的健康度に寄与し、指導職では身体的負担、職場での対人関係が精神的健康度に寄与していた。また、指定管理者制度の定着および経済の流動化に伴い雇用の安定性と仕事の適性が職種に関係なくスポーツ施設従業員の精神的健康度に影響を及ぼしていた。行政と民間企業が得意な役割を果たすために指定管理者制度が導入されているが、指定管理の契約期間の再考が求められる。仕事の適性を改善するために職業のミスマッチを未然に防ぐキャリア指導およびキャリアディベロップメントプログラムの開発などが重要であり、労働衛生と経営的視点の両方から、スポーツ施設業務においても従業員のメンタルヘル対策が早急に求められる。